

西山荘身体的拘束等適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 施設としての理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。西山荘は、利用者一人一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具体的な行為

<参考>介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ア. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- カ. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- サ. 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると委員会において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も利用者の状態や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 施設としての方針

次の仕組みを通して身体的等拘束の必要性を除くよう努めます。

- ① 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的等拘束リスクを除きます。
利用者一人一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的等拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- ② 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。
施設長（管理者）・サービス管理責任者・チームリーダー等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、強度行動障害者の支援については、強度行動障害支援者研修等の受講を行い、行動を理解し、施設全体で支援できるよう努めます。
- ③ 身体的拘束等適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・生活について話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 身体拘束等検討委員会の設置及び開催

身体拘束等検討委員会(委員会)を設置し、本施設で身体的拘束等適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体的等拘束を実施していた利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は半年に一度以上の頻度で開催します。特に、緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体的拘束等の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

施設長・事務長・サービス管理責任者・チームリーダー・担当職員

(3) 構成員の役割

- ・招集者 施設長
- ・記録者 チームリーダー、担当職員

(4) 委員会の検討項目

- ① 前回の振り返り

- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- ③ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し

- ④ (身体的拘束を行っている入居者がいる場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ⑤ (身体的拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑥ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会)
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有

(5) 記録及び周知

委員会での検討内容を適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、支援員、その他の従業者に周知徹底します。

3. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のため生活支援員、その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施します。

研修の実施にあたっては、実施事項を作成し、実施した内容を記載した記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ① 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- ② 非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援方法がない事。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

(2) 要件合致確認

利用者の状態を踏まえ身体的拘束等検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束等を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の状態等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向け取り組めます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、内容、部位)
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

5. 身体的拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体的拘束等を実施している場合には、身体的拘束等の実施状況や利用者の日々の状態(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、検討委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

6. 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、西山荘で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワー不足を理由に安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・障害者、高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・障害者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

令和4年6月16日